

令和7年第1回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年1月10日（金） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 2階 会議室2B、2C

3 出席委員 19名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 今 貴洋	2番 山形 浩一
3番 角田 里美	4番 宮崎 尚彦
5番 伊藤 美穂子	6番 鳴海 正
7番 外崎 高逸	9番 石岡 雅樹
10番 小林 達英	11番 佐藤 善一
12番 一戸 孝志	13番 工藤 昇
14番 佐藤 敬道	15番 相馬 孝雄
16番 柳原 一夫	17番 白戸 裕丈
18番 中谷 徳善	

欠 席

8番 乗田 栄一

4 次 第

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議長選出
- (4) 議事録署名者の指名及び書記任命
- (5) 業務報告
- (6) 議 事

議案第1号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第3号	農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第5号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第6号	不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について
議案第7号	贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について
報告第1号	農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

5 閉 会

6 書 記

農業委員会市浦支所

主 査 齋藤 俊宏

7 参 与

農業委員会事務局

局 長 一戸 武二

次 長 鈴木 秀人

係 長 山田 竜太郎

主 査 藤元 大季

農林政策課

主 事 太田 樹

(開会時刻 午後3時)

司 会 ただ今から令和7年第1回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は19名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、5番 伊藤 美穂子 委員、
6番 鳴海 正 委員のご両名を指名いたします。

また、書記には市浦支所斎藤主査を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、藤元主査、
農林政策課太田主事をお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告させていただきます。

参 与 令和6年12月26日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあ
っせん委員会を行い、松本 浩幸 推進委員と事務局であっせんにあたり、
3条有償移転事業6件、あおり農業支援センター事業7件を適正に処理し

ました。

また、令和7年1月6日午前9時30分から、工藤 昇 委員、岩渕 貴仁 推進委員で五所川原南地区において、農地法第4条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転11件、無償所有権移転3件です。2ページをご覧ください。

1 番 大字川山字千本、田5筆、合計23,401㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額7,500,000円の有償移転です。

2 番 大字梅田字平野、田2筆、合計2,205㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額330,000円の有償移転です。

3 番 大字梅田字八橋、田3筆、合計9,720㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額2,000,000円の有償移転です。

4 番 太田山の井、田2筆、合計18,405㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 1,300,000 円の有償移転です。

5 番 十三土佐、田 2 筆、合計 7,379 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 1,840,000 円の有償移転です。

6 番 太田山の井、田 2 筆、合計 12,053 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 4,200,000 円の有償移転です。

7 番 大字水野尾字清川、畑 1 筆、1,210 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 300,000 円の有償移転です。

8 番 大字長富字二之沢添、田 3 筆、合計 3,477 m²、

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 174,000 円の有償移転です。

9 番 大字一野坪字麻ノ葉、畑 1 筆、506 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 500,000 円の有償移転です。

10 番 大字鶴ヶ岡字鎌田、田 2 筆、合計 128 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

11 番 金木町嘉瀬雲雀野、田 1 筆、202 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 40,000 円の有償移転です。

12 番 金木町嘉瀬雲雀野、畑 1 筆、984 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 10,000 円の有償移転です。

13 番 金木町川倉七夕野、田 6 筆、合計 11,730 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

14 番 金木町喜良市坂本ほか、田 4 筆、畑 6 筆、

合計 33,583 m²、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

親から子への一括贈与による無償移転です。

議 長 議案第 1 号についての説明が終わりました。

はじめに、所有権移転 1 1 番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転 1 1 番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、所有権移転 1 1 番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、所有権移転 1 1 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、1 9 番
小山内 清人 会長職務代理者には退席をお願いいたします。

小山内職代 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転 1 1 番について原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

委員 (なし)

議長 ご意義がないようですので、所有権移転11番について原案のとおり決定いたします。

19番 小山内 清人 会長職務代理者の入室を許可いたします。

小山内職代 (入室)

議長 つづきまして、議案第2号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 8ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法第4条第2項の規定により、許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は1件です。9ページをご覧ください。

1番 大字湊字船越、畑1筆、350㎡

申請人は記載のとおりです。

転用目的は一般個人住宅です。

申請地は、五所川原市役所から南西へ約2.3kmに位置し、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、小集団の生産性の低い農地であることからその他の農地（第2種農地）と判断されます。

申請人は、現住居の老朽化に伴い建替えをすることとし、現住居の近隣の宅地や第3種農地を探しましたが、面積が足りないなど条件に合う土地が見つからず、やむなく自己所有農地である当該申請地を選択するに至りました。土地利用計画・資力・信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については10ページを、現地調査結果については11ペ

ージをご覧ください。

議長 議案第2号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第2号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 12ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」であります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定38件、所有権移転13件です。

13ページ利用権設定番号1番から29ページ37番までの37件については、皆様のタブレットに配信しております農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり、各要件を満たしております。

30ページ番号38番の一括方式1件については、一括方式による農用地利用集積計画で、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。受け手の選定については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が隣接している等のルールにより市農林政策課が選定しています。

31ページ所有権移転番号1番から39ページ13番までの13件については、あっせん委員会による「あおもり農業支援センター」の農地売買等事業

によるものです。

議 長 議案第3号についての説明が終わりました。
議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 40ページをご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は1件です。

41ページをご覧ください。

1番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字姥范字桜木、田2筆、期間は10年で権利の種類は使用貸借です。こちらは所有者不明農地制度を活用した権利設定となっており、遊休農地化しているため、解消工事費用を賃料分として

計算しております。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接しているためです。

以上、促進計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。なお、今回は、所有者不明農地のため利用権を設定すべき旨の裁定が県知事よりされていることを申し添えます。

議長 議案第4号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 42ページをご覧ください。

議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により五所川原市長から依頼があったので意見を求めるものであります。

件数は農用地区域からの除外3件です。

43ページをご覧ください。

整理番号 R6-1、変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字一野坪字麻ノ葉 140-2、変更面積は 406 m²、現況地目は雑種地、台帳地目は田です。変更理由は資材置場です。申出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から北東へ約 2.2km に位置し、どの農地区分にも該当しない農地で、小集団の生産性の低い農地であることから、その他の農地（第 2 種農地）と判断されます。

目的は、農業用の資材置場で、土地利用計画より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと判断されます。

整理番号 R6-2、変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字吹畑字皆瀬 14-1 及び 15、変更面積は合計 3,202 m²、現況地目は畑、台帳地目は田です。変更する理由は建売分譲です。申出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から東へ約 1.7km に位置し、どの農地区分にも該当しない農地で、小集団の生産性の低い農地であることから、その他の農地（第 2 種農地）と判断されます。

目的は、建売分譲住宅建築で、土地利用計画・資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと判断されます。

整理番号 R6-3、変更の区分は除外、変更する農地の所在は金木町芦野 365-304 及び 365-305、変更面積は合計 2,029 m²、現況地目、台帳地目ともに畑です。変更する理由は精米施設建築です。申出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所金木支所から北東へ約 2.0km に位置し、どの農地区分にも該当しない農地で、小集団の生産性の低い農地であることから、その他の農地（第 2 種農地）と判断されます。

目的は、精米施設建築で、土地利用計画・資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと判断されます。

以上のことから、3 件全てについて農振除外及び農地転用見込みがあり、許可相当であると判断されます。

計画変更箇所位置図は、44 ページをご覧ください。

議長 議案第 5 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第 5 号について原案のとおり承認するこ

とにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号について原案のとおり承認し、許可相当の意見を付して、市長に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第6号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を、議題といたします。

参与より説明をお願いします

参与 45ページをご覧ください。

議案第6号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」であります。

不動産取得税徴収猶予の適用を受けている受贈者は、地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係わる農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。

件数は17件です。46ページ17件の受贈者は特例の適用を受けている農地で農業経営を継続していることから、不動産取得税の徴収猶予を引き続き受けられる者と判断されます。

議長 議案第6号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第6号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第7号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）」

について」を議題とします。

参与より、説明願います。

参 与 47ページをご覧下さい。

議案第7号「贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について」であります。

贈与税の納税猶予の特例を受けている受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係わる農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。件数は10件です。

下記10件の受贈者は、特例の適用を受けている農地で農業経営を継続していることから、贈与税の納税猶予を引き続き受けられる者と判断されます。

議 長 議案第7号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案第1号から議案第7号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他、何かございませんか。

以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。